**その他の引当金計上方法に係る要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、豊中市上下水道局会計規程（平成１３年３月３０日企業管理規程第２号）第９３条の規定に基づき、その他の引当金の計上方法について必要な事項を定めることを目的とする。

第１節　賞与引当金

（賞与引当金の計上）

第２条　当該事業年度の翌年度の６月に職員に支給する期末手当及び勤勉手当のうち、当該事業年度に負担すべき額を賞与引当金として計上する。

第３条　賞与引当金は、事業年度末日に在職する職員（同日における退職者を除く。）について、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年３月３１日条例第１２号）第１０条及び第１０条の２の規定に準じて算出した額の６分の４に相当する額とする。ただし、勤務日数等による減額は考慮しないものとする。

第２節　法定福利費引当金

（法定福利費引当金の計上）

第４条　法定福利費引当金は、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の額に相当する額を計上する。

第３節　貸倒引当金

（貸倒引当金の計上）

第５条　年度末における債権のうち、次の各号に該当する債権について、将来顕在化する損失のうち、当該事業年度までにその原因が発生していると認められるものについて、貸倒見積高に基づき貸倒引当金を計上する。

　（１）水道料金

　（２）修繕料金

　（３）下水道使用料

（債権の区分）

第６条　前条各号に掲げる債権について、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、次のとおり区分する。

　（１）一般債権（次号以外の債権）

　（２）破産更生債権等

２　前項第２号に規定する破産更生債権等とは、経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

３　経営破綻に陥っている債権者とは、法的又は形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

（貸倒見積高）

第７条　一般債権にかかる貸倒見積高は、前々事業年度から当該事業年度までの各事業年度に調定を行った債権（以下、この項において「対象債権」という。）のうち各事業年度末日における未収債権額に、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率を乗じて得た額の合計額から、当該事業年度末日までに対象債権のうち不納欠損処理を行った債権額の合計額を減額した額とする。（別紙算出式１のとおり）

２　前項の貸倒見積高は、一般債権を同種・同類の債権に区分し、該当区分ごとに算定する。

３　破産更生債権等に係る貸倒見積高は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額した額とする。

(貸倒実績率)

第８条　前条第１項に規定する貸倒実績率は、当該事業年度開始日の５年前の日の前日から同日以後３年を経過する日までの間に開始した各事業年度の不納欠損率の平均値とする。（別紙算出式２のとおり）

２　前項に規定する不納欠損率は、各事業年度に調定を行った債権のうち、各事業年度末日における未収債権について、各事業年度の末日の翌日から第３事業年度の末日までに不納欠損処理を行った額及び第３事業年度末日における未収債権額の合計額を各事業年度末日における未収債権額で除したものとする。

３　前項に規定する第３事業年度とは、事業年度の翌日から３年を経過する日の属する事業年度をいう。

（貸倒引当金の計上方法）

第９条　事業年度の末日における貸倒引当金の残高（以下、この条において「貸倒引当金の残高」という。）を貸倒見積高が上回る場合にはその差額を繰入れる。

２　貸倒引当金の繰入額は、貸倒見積高から貸倒引当金の残高を減額した額（零以下となる場合は零とし、繰入額を超える場合は繰入額とする。）を営業費用に整理する。

第４節　修繕引当金

（修繕引当金の計上）

第10条　所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕がやむを得ない事故等により全部または一部が行われなかった場合に、その全部又は一部を修繕引当金として計上する。ただし、その修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれる場合に限る。

第５節　その他引当金

（その他引当金の計上）

第11条　第１条から前条までに掲げる引当金以外で、将来の特定費用または損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額をその他引当金として計上する。

　　　附　則

この要綱は、令和　元年　９月２０日から実施する。